

新型コロナウイルス感染症に係る市立小・中学校の臨時休業の考え方

[令和2年8月改訂版]

新型コロナウイルスとの共存が長期化する中、学校における感染リスク及び感染拡大のリスクを見極めながら子供たちの学びを保障していくため考え方を改訂します。

1 臨時休業の範囲について

市内の感染状況や学校での感染者数に応じて、関係部署と調整し臨時休業の範囲を総合的に判断する。

感染レベル	感染状況等	臨時休業の範囲
↓ 小 → 大	(1) 学校内に感染者が確認されたが、学校内に感染拡大のリスクがないとき ^{注1}	—
	(2) 学校内に感染者が確認され、濃厚接触者 ^{注2} の状況から感染拡大のリスクがあるとき ア 濃厚接触者が当該学級内に限定できる イ 濃厚接触者が当該学年内に限定できる ウ 濃厚接触者が学校全体にいる可能性がある	アの場合 当該学級のみ イの場合 当該学年のみ ウの場合 当該校のみ
	(3) 特定(警戒)都道府県に指定され、かつ、特定区域内の複数の学校で同時期に感染経路不明の感染者が発生し、学校内に感染リスクが生じたとき	特定区域の学校
	(4) 特定(警戒)都道府県に指定され、かつ、複数の特定区域において複数の学校で同時期に感染経路不明の感染者が発生し、学校内に感染リスクが生じたとき	全市立小中学校 一斉休業

注1 学校内に感染拡大リスクがないと判断できる場合の例

- ① 当該感染者に症状がなく、検査実施前2日間登校(出勤)していない場合
- ② 当該感染者に症状が出た日の前2日間登校(出勤)していない場合 など

注2 濃厚接触者は、マスク等をしないで、手で触れることのできる距離（目安として1m）で、感染者と15分以上の接触があった者

※聞き取り等により、個々の状況から総合的に判断します。

2 臨時休業の実施について

保健所の指導により特定した濃厚接触者のPCR検査の結果を踏まえ教育委員会が実施の範囲を決定する。決定までの間、当該校を臨時休業とする。

(1) 臨時休業の範囲

上の表のとおり

(2) 臨時休業の期間

濃厚接触者の感染状況から感染拡大リスクが高いと判断した場合、当初感染者の最終登校日(出勤日)から最大2週間とする。

なお、臨時休業中に消毒、体制づくり等再開に必要な準備を行うこととする。